

農林水産部における評価項目の設定方法

(1) 基本的事項

- ・ 県土整備部技術管理課に合わせた評価項目の設定とする。

(2) 運用

- ・ 県土整備部のみで運用しているもの、農林水産部での要領等が制定されていないもの及び各課各事業で制定の要領等で運用している場合があることから、農林水産部における評価項目の設定については別紙のパターンとする。

簡易型・特別簡易型A

〈農林水産部での運用〉

企業の施工能力

- ・ 過去2か年度間の「工種：〇〇」における千葉県難工事表彰
→ 農林水産部における表彰制度を令和7年3月10日に制定し、令和7年度から難工事指定を実施いたしますが、令和7年度に指定した工事については令和8年度に千葉県難工事表彰を行うため、令和7年度は評価項目として設定しません。

自由項目

- ・ 過去2年間の災害活動実績及び過去5年間の防疫活動実績
→ 令和7年度から、農林水産部において過去2年間の当該管内での災害活動実績及び過去5年間の防疫活動実績を評価する。

〈各課各事業で制定の要領等で運用〉

企業の施工能力

- ・ ICT活用工事の実施
ICT活用工事の対象工事がある場合に設定します。
→ 農業農村整備事業等（農地・農村振興課、耕地課）
『千葉県農業農村整備事業におけるICT活用工事試行要領』に基づき、ICT施工技術を活用する場合に評価する。
→ 森林整備保全事業等（森林課）
『ICT活用工事要領』等の制定や適用が無いため評価項目として設定しません。
→ 水産基盤整備事業等（水産課、漁業資源課、漁港課）
『千葉県県土整備部ICT活用工事实施要領』に基づき、ICT施工技術を活用する場合に評価する。

配置予定技術者の能力

- ・ 継続教育（CPD）の取組状況
→ 農業農村基盤整備事業等（農地・農村振興課、耕地課）全工種で選択する。
入札参加資格で求めている資格でガイドラインに記載のCPDに加えて（公社）農業農村工学会の定めた推奨単位の取得状況を評価する。

→森林整備保全事業等（森林課）

ガイドライン（県土整備部制定）と同様の運用とする。

→水産基盤整備事業等（水産課、漁業資源課、漁港課）

ガイドライン（県土整備部制定）と同様の運用とする。

〈その他の項目〉

県土整備部と同様に設定する。

特別簡易型B

〈農林水産部での運用〉

企業の施工能力

- ・過去2か年度間の「工種：〇〇」における千葉県難工事表彰
→特別簡易型Aと同じ

自由項目

- ・過去2年間の災害活動実績及び過去5年間の防疫活動実績
→特別簡易型Aと同じ

〈各課各事業で制定の要領等で運用〉

企業の施工能力

- ・ICT活用工事の実施
→簡易型・特別簡易型Aと同じ

〈その他の項目〉

県土整備部と同様に設定する。

特別簡易型C

〈農林水産部での運用〉

自由項目

- ・過去2年間の災害活動実績及び過去5年間の防疫活動実績
→特別簡易型B、Cと同じ

〈その他の項目〉

県土整備部と同様に設定する。